

毎週火・金曜日発行

島根県報

第一、四四七号

平成十五年二月二十五日

(火曜日)

告 示 目 次

新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更	(地 方 課)	一
土地改良事業計画書の縦覧(二件)	(農 村 整備 課)	一
保安林予定森林(二件)	(森 林 整備 課)	二
漁船損害等補償法の規定に基づく付保義務の消滅	(漁 業 管理 課)	三
国土調査の指定	(用 地 対策 課)	三
地籍調査の成果の認証	(港 湾 空港 課)	三
公有水面埋立ての竣功認可	(都 市 計画 課)	四
公 告		
都市計画変更の図書の縦覧		四
公安規則		
島根県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則		五
内水面漁管委指示		
水産動物の採捕の禁止	(漁 業 管理 課)	五
正 誤		
平成十四年九月十三日付け島根県報第一、四〇二号	(森 林 整備 課)	六
中		
平成十四年三月二十九日付け島根県報号外第四九号	(教育庁総務課)	六

告 示

示

島根県告示第百五十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項及び第二百六十条第一項の規定により、海士町長から次のとおり新たに生じた土地を確認し、字の区域を変更する旨の届出があったので、同法第九条の五第二項及び第二百六十条第二項の規定により告示する。

平成十五年二月二十五日

島根県知事 澄 田 信 義

新たに土地が生じた場所	面 積	編入先の字
隠岐郡海士町大字御波一〇九一番二地先の公有水面埋立地及び同大字御波一〇九五番二から同大字御波一一四三番二地先の公有水面埋立地	九四五・五四平方メートル	大字御波

(ただし、右地番は、平成十四年三月十五日現在のものである。)

新たに土地が生じた場所	面 積	編入先の字
隠岐郡海士町大字海士四二八二番六地先から同大字海士四二三番一地先の公有水面埋立地	一、六五八・三七平方メートル	大字海士

(ただし、右地番は、平成十四年十二月二十六日現在のものである。)

島根県告示第百五十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第一項の規定に基づき、次の者から市町村営土地改良事業の施行について協議があり、同条第五項において準用する同法第八条第一項の規定により審査の結果、土地改良事業計画を適当と決定したから次

のとり関係書類を縦覧に供する。

平成十五年二月二十五日

島根県知事 澄田信義

事業主体名	事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
大田市	波根地区用排水施設事業 (基盤整備促進事業)	土地改良事業 計画書の写し	告示の日から 二十一日間	大田市役所

島根県告示第百五十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第一項の規定に基づき、次の者から市町村営土地改良事業の施行について協議があり、同条第五項において準用する同法第八条第一項の規定により審査の結果、土地改良事業計画を適当と決定したから次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成十五年二月二十五日

島根県知事 澄田信義

事業主体名	事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
佐田町	仲間大佐田地区農道事業 (基盤整備促進事業)	土地改良事業 計画書の写し	告示の日から 二十一日間	佐田町役場

島根県告示第百五十三号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十五年二月二十五日

島根県知事 澄田信義

（一）保安林予定森林の所在場所

簸川郡佐田町大字大呂字ツイヌケ一九一五

（二）指定の目的

水源のかん養

（三）指定施業要件

1 立木の伐採の方法

（1）主伐に係る伐採種は、定めない。

（2）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（3）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（二）保安林予定森林の所在場所

簸川郡佐田町大字佐津目字御崎谷九三一、九三二、九三七、字御崎谷北平九三三、

字御崎谷奥九三四、字大上工奥九三八

（三）指定の目的

土砂の流出の防備

（三）指定施業要件

1 立木の伐採の方法

（1）主伐は、択伐による。

（2）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（3）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び佐田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第百五十四号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第

三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十五年二月二十五日

島根県知事 澄田信義

一 保安林予定森林の所在場所

美濃郡美都町大字板井川一〇〇二の一、一七二から一七八まで、一七二〇

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び美都町役場に備え置いて縦

覧に供する。)

島根県告示第百五十五号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十三条の二第一項第一号の規定により、次の加入区について、平成十一年島根県告示第百三十五号による保険に付すべき義務は、平成十五年二月二十二日限り消滅したので、同条第二項及び同法施行規則(昭和二十七年農林省令第十八号)第二十六条の三の規定により告示する。

平成十五年二月二十五日

島根県知事 澄田信義

大田市加入区

島根県告示第百五十六号

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第六条第三項の規定により、次の地籍調査を国土調査として指定したので、同条第五項の規定により告示する。

平成十五年二月二十五日

島根県知事 澄田信義

国土地調査として 指定した年月日	調査を行う 者の名称	調査地域	調査期間
平成十五年二月十七日	津和野町	津和野町中座工区 地区	告示の日から平成十六年三月三十一日まで

島根県告示第百五十七号

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定に基づき、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第四項の規定により告示する。

平成十五年二月二十五日

島根県知事 澄田信義

調査を行 った者の 名称	調査を行 った時期	成果の名称	調査を行った 地域	認証年月日
松江市	平成十四年度	二十五枚 地籍図 地籍簿	長海	平成十五年二月十八日
広瀬町	平成十四年度	二十枚 1冊	東3	平成十五年二月十八日
島根町	平成十三年度	五十三枚 2冊	大芦6	平成十五年二月十八日
旭町	平成十三年度	七十五枚 1冊	都川	平成十五年二月十八日

柿木村	平成十三 度	二十枚	1冊	柿木2	平成十五年二月十八日
-----	-----------	-----	----	-----	------------

島根県告示第百五十八号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面埋立てを竣功認可したので、同条第二項の規定により告示する。

平成十五年二月二十五日

島根県知事 澄田信義

一 竣功認可年月日

平成十五年二月十七日

二 竣功認可を受けた者

島根県 代表者 島根県知事 澄田信義

三 埋立区域の位置、区域及び面積

1 位置

浜田市長浜町一四八七番から一五〇三番に至る間の陸地に接する国有海浜地及び一

五二七番四の地先公有水面

2 区域

次の各地点のうち、の地点と の地点を結ぶ平成十年の秋分の満潮位（D・L＋〇・五〇メートル）における公有水面と長浜船溜防波堤（その一）との境界線、の地点と の地点を順次に結んだ線、の地点と の地点を結ぶ昭和四十五年七月三十日付け島根県指令第六号の三で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線D・L＋〇・七〇メートルにより決定）、の地点と の地点を結ぶ平成十年の秋分の満潮位（D・L＋〇・五〇メートル）における公有水面と陸地との境界線、の地点と の地点を結ぶ昭和五十三年十一月九日付け島根県指令第六号の三で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線（D・L＋〇・五〇メートルにより決定）、の地点と の地点を結ぶ平成十年の秋分の満潮位（D・L＋〇・五〇メートル）に

おける公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域
の地点 長浜三等三角点（北緯三四度五二分四一秒六三五、東經一三二度〇二分二〇秒四一〇）から一五三度五一分三三秒、六一六・三七メートルの地点

の地点 の地点から九九度三〇分二秒、二二・三七メートルの地点
の地点 の地点から一七五度四二分二七秒、三三・一〇メートルの地点
の地点 の地点から八五度四二分五三秒、六・〇〇メートルの地点
の地点 の地点から一七五度四二分二八秒、一九・三三メートルの地点
の地点 の地点から八九度二八分一七秒、八五・三五メートルの地点
の地点 の地点から一八七度二八分五三秒、五二・〇一メートルの地点
の地点 の地点から三〇四度五九分一八秒、三六・一九メートルの地点
の地点 の地点から二八四度〇二分二〇秒、七八・四五メートルの地点

3 面積

三、八六〇・三六平方メートル

四 免許の年月日及び番号

平成十二年四月十八日 指令十一港第四号の三

五 閲覧場所

浜田市役所

公 告

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十一条第一項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により次のとおり縦覧に供する。
平成十五年二月二十五日

島根県知事 澄田信義

一 都市計画の種類

木次都市計画公園

二 縦覧場所

鹿児島県大島郡大島町

公安委員会規則

島根県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年 2 月25日

島根県公安委員会委員長 古 瀬 章

島根県公安委員会規則第 1 号

島根県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

島根県警察の組織に関する規則（平成 7 年島根県公安委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第15条第 2 号を削り、同条第 3 号中「前 2 号」を「前号」に改め、同号を同条第 2 号とし、同条中第 4 号及び第 5 号を 1 号ずつ繰り上げ、第 6 号中「銃器対策室」を「銃器薬物対策室」に改め、同号を同条第 5 号とする。

第17条の 2 の見出し、同条第 1 項及び同条第 2 項中「銃器対策室」を「銃器薬物対策室」に改め、同項第 1 号中「銃器」を「銃器並びに麻薬関係事犯及び覚せい剤関係事犯」に改め、同項第 2 号中「けん銃事犯」を「けん銃事犯並びに麻薬関係事犯及び覚せい剤関係事犯」に改める。

第33条中「置く」を「置き、島根県警察警衛対策室（以下「警衛対策室」という。）を附置する」に改める。

第36条の 2 第 1 項を削り、同条第 2 項を同条とする。

第38条の見出し中「参事官」を「参事官、参事」に改め、同条第 1 項中「参事官」を「参事官及び参事」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

2 参事官は、警視正又は警視の階級にある警察官を、参事は、警視に相当する級にある事務吏員又は技術吏員をもって充てる。

第38条第 4 項中「参事官」を「参事官及び参事」に改める。

第42条第 1 項及び第43条第 1 項中「課」を「課、警衛対策室」に改める。

第52条の見出しを「（銃器薬物対策室長）」に改め、同条中「銃器対策室」を「銃器薬物対策室」に改める。

第61条第 1 項中「及び機動隊を含む。以下同じ。）」を「、機動隊及び警衛対策室を含む。以下同じ。）、研究所」に、「係を」「係を、研究所に科を」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成15年 3 月 7 日から施行する。

（島根県警察国有物品管理規則の一部改正）

2 島根県警察国有物品管理規則（昭和39年島根県公安委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「及び機動隊」を「、機動隊及び警衛対策室」に改める。

（島根県警察教養規則の一部改正）

3 島根県警察教養規則（平成13年島根県公安委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「機動隊長」を「機動隊長、警衛対策室長」に改める。

内水面漁場管理委員会規則

島根県内水面漁場管理委員会規則第 1 号

漁業法（昭和二十四年法律第 116 号）第六十七條第一項及び第百三十條第四項の施行に關して、この警備保護を圖るため次のとおり水面動物の採捕を禁止する。

平成十五年三月二十八日

島根県内水面漁場管理委員会委員長 堀 田 和 昭

禁 止 す る 河 川	禁 止 す る 期 間
（斐伊川水系久野川支流） 長谷川（大東町大字上久野 一三五 一 號 二番地先の頭首工より上流）	平成十五年三月一日から平成十八年三月二十八日まで
（神戸川水系頓原川支流） 牛谷川、内谷川及び位出谷川（頓原町大字頓原村 二の三地先の砂防ダムより上流）	平成十五年三月一日から平成十八年三月二十八日まで

誤

十	下	終りから十	大字井戸谷七二の六	大字井戸谷七四の二
二			七四の二	七七六

十 幼児 児童及び生徒の就学指導に關すること（他課の所掌に屬するものを除く。）	二十 幼児 児童及び生徒の就学指導に關すること（他課の所掌に屬するものを除く。）（特別支援
---	---

定価一箇月 金二千四百二十円（送料共）